

説明資料

(諮問第 480 号、諮問第 481 号関係)

- ・ べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
- ・ べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

ベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果 (2系ルールによる資源評価)

1) 評価方法の概要 2) 令和6年度の評価結果



国立研究開発法人
水産研究・教育機構

1

改正漁業法では、最大持続生産量（MSY）を達成するためにMSYを実現する資源量（親魚量）を目標として資源量（親魚量）を維持・達成することが定められている。

しかし、ベニズワイガニは深海に生息するため調査が難しく、ベニズワイガニ日本海系群では資源量などの推定が出来ていないのが現状である。

そこで、ベニズワイガニ日本海系群では代替の方法である「**2系ルール**」で資源評価を行っている。

漁業の情報をベースに算出した
資源量指標値をもとに目標水準と漁獲管理規則を策定し、
最新の資源評価結果（資源水準）からABCを算定する。

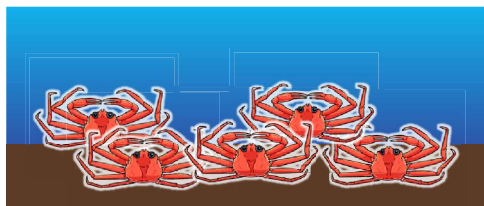
2

3

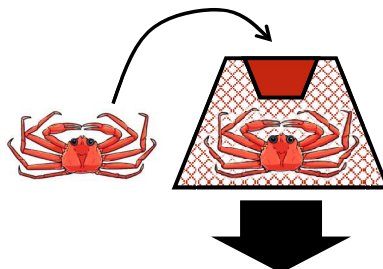
資源の状態をどう判断するか？

ベニズワイガニ日本海系群の場合

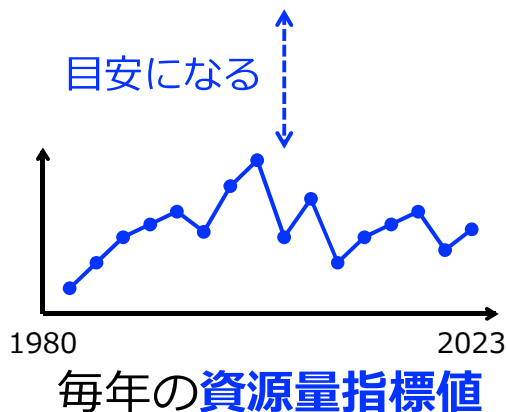
ある年の海の中のカニが多い/少ないと、



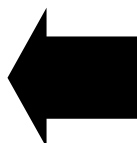
1かごあたりに
入るカニが多い/少ない



目安になる



統計解析※2



漁獲成績報告書のデータ

日付	かご数	漁獲量
20××年5月21日	180	3600
20××年5月22日	180	4500
...	...	...
20●●年5月21日	180	1000
20●●年5月22日	180	1200

1かごあたり漁獲量※1
に反映される

※1…1かごあたり漁獲量のことを「CPUE」と呼ぶ。

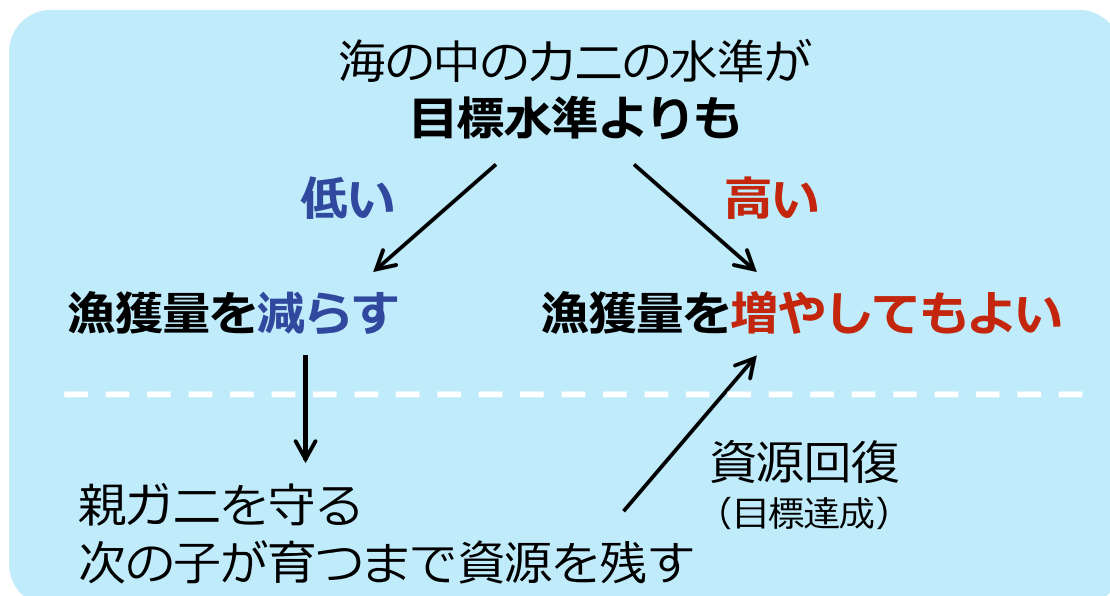
※2…操業場所などのデータの偏りを統計的に除去すること。「標準化」とも

3

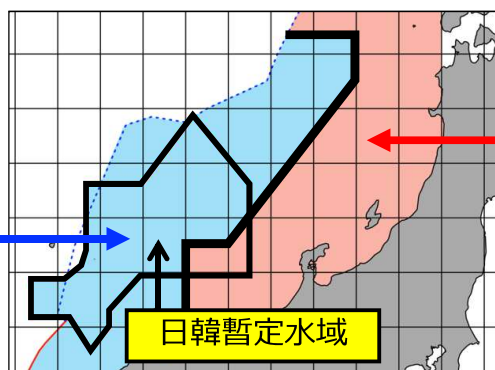
獲ることのできる量をどうやって決めるか？

資源量指標値を使って、

- ① カニを永く獲り続けられるような**目標※**を決める
- ② **目標**に対して今の資源量指標値がどれくらいか評価する



【参考】 許可水域別の漁業 の実態について



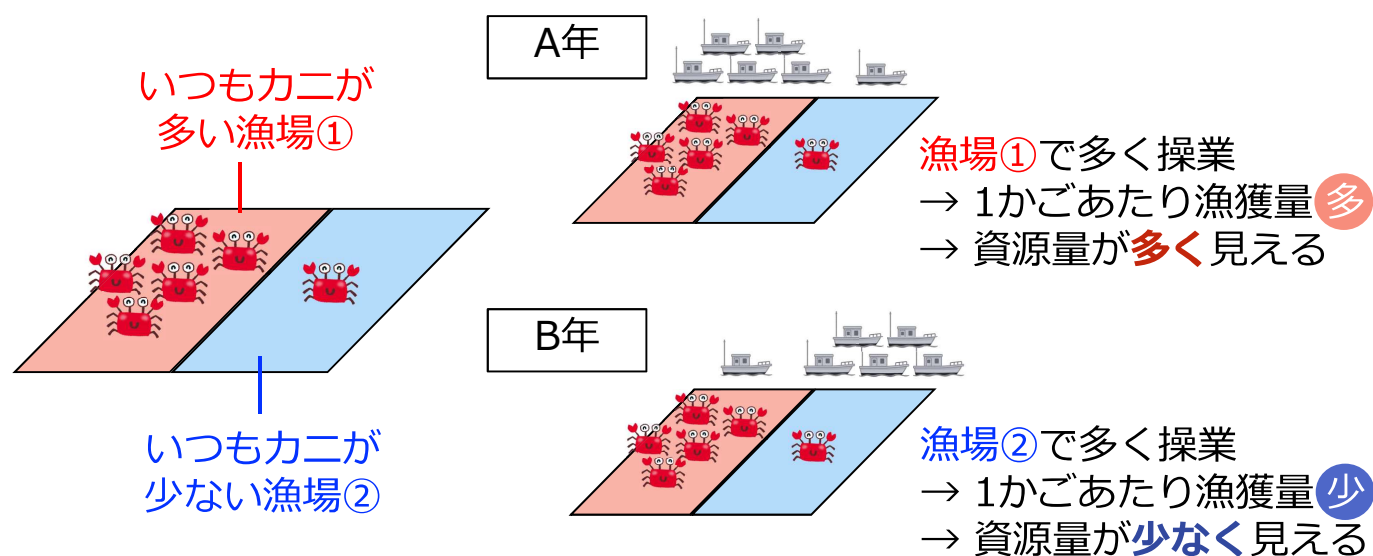
※ 水域を分けて
資源評価を実施

大臣許可水域	種類	知事許可水域
かご網 を主に使用 メス・甲羅の幅90mm以下のオスは禁漁 2～3カ月間の禁漁期を除き、周年漁獲		
大型船主体	漁船規模	小型船主体
幅広く利用 (800～1800m)	操業水深	浅め (800～1200m)
・ 個別割当制 (IQ) ・ 日韓暫定水域と重複	その他	

5

【参考】 操業場所などのデータの偏りへの対応

- ・ カニの量は変わらないのに、
操業場所の偏りによって資源量が違うように見える例



資源量指標値を計算するときに、
漁場①も漁場②も等しく操業したとして計算することで、
偏りを補正している（この作業を標準化と言う）

6

5



ベニズワイガニ（日本海系群）①-1

ベニズワイガニは日本海、オホーツク海、銚子以北の本州太平洋沿岸に広く生息し、本系群はこのうち日本海の本州沿岸に分布する群である。漁業の違いにより、大臣許可水域（東経134度以西の鳥取県から島根県の地先と沖合漁場）と知事許可水域（青森県から兵庫県の各県地先）に分けられる。

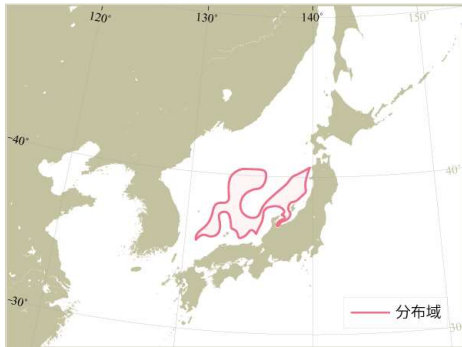


図1 分布域

水深400～2,700mに広く分布し、分布の中心は1,000～2,000mである。

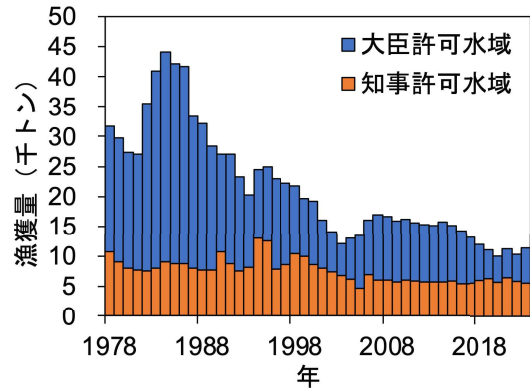


図2 漁獲量の推移

大臣許可水域では2015年以降は減少傾向が続いたが、2023年は増加して5,939トンであった。

知事許可水域では2007年以降6,000トン前後で推移しており、2023年は5,390トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



ベニズワイガニ（日本海系群）①-2

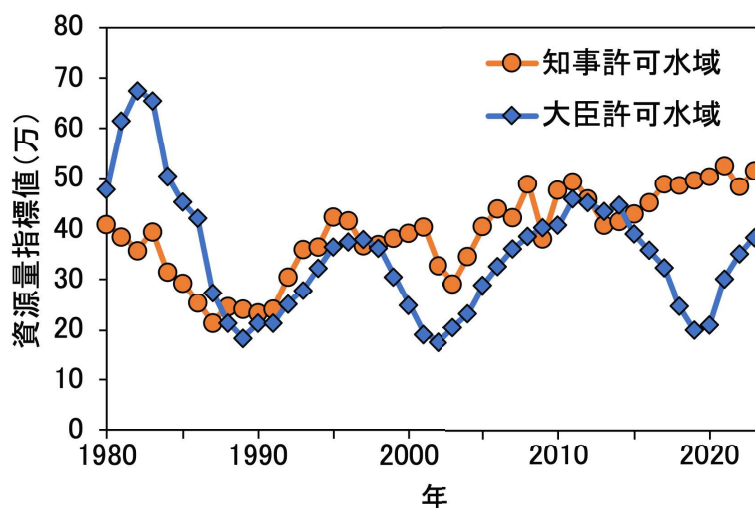


図3 資源量指標値の推移

各水域の資源量指標値として、漁獲量の大半を占めるかご漁業の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を標準化した値と漁場面積を乗じた値を用いた。

大臣許可水域の資源量指標値は2014年以降は大きく減少したが、2020年以降増加に転じ、2023年は38.2万であった。知事許可水域の資源量指標値は2004年以降は緩やかな増加傾向にあり、2023年は51.6万であった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群（大臣許可水域））②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和6（2024）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。本系群は2つの海域（大臣許可水域・知事許可水域）を別に評価しているため、それぞれの海域について適用した結果を示す。

大臣許可水域

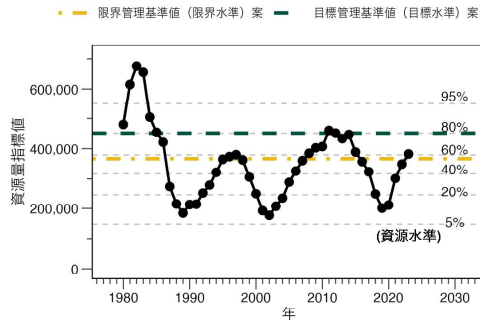


図4 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2023年の資源量指標値（38.2万）は61.0%水準に相当するため、限界管理基準値案を上回る。

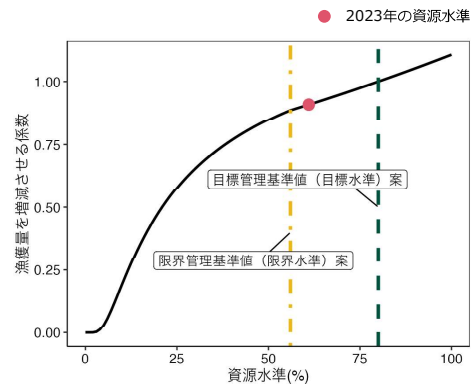


図5 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年）の資源水準（61.0%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.91である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群（大臣許可水域））③

大臣許可水域

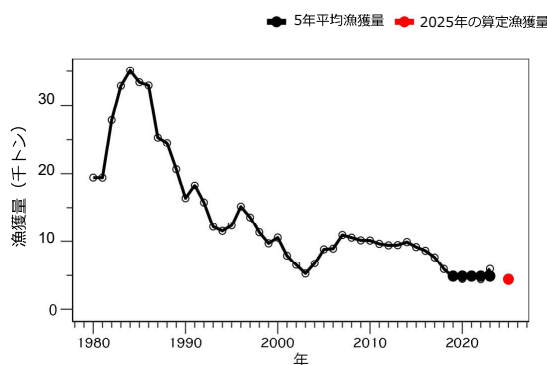


図6 漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、4,896トン）に2023年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.91）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は4,453トン（赤丸）となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	451,093
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.887	366,784
現状の値（2023年）	61.0%	0.91	382,496

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2023年の資源水準は61.0%であることから、2025年の算定漁獲量は4,453トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群（知事許可水域））④

知事許可水域

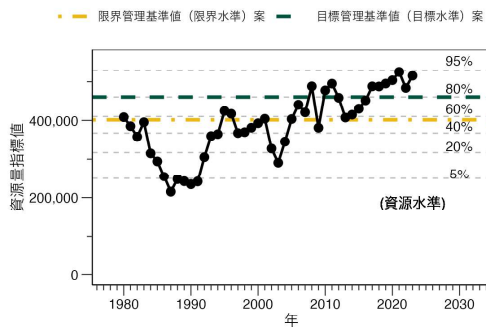


図7 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2023年の資源量指標値（51.6万）は93.2%水準に相当するため、目標管理基準値案を上回る。

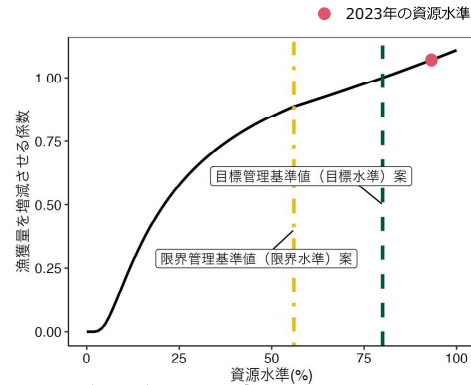


図8 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年）の資源水準（93.2%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.07である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群（知事許可水域））⑤

知事許可水域

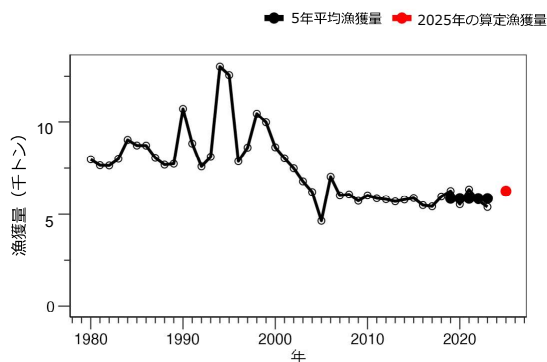


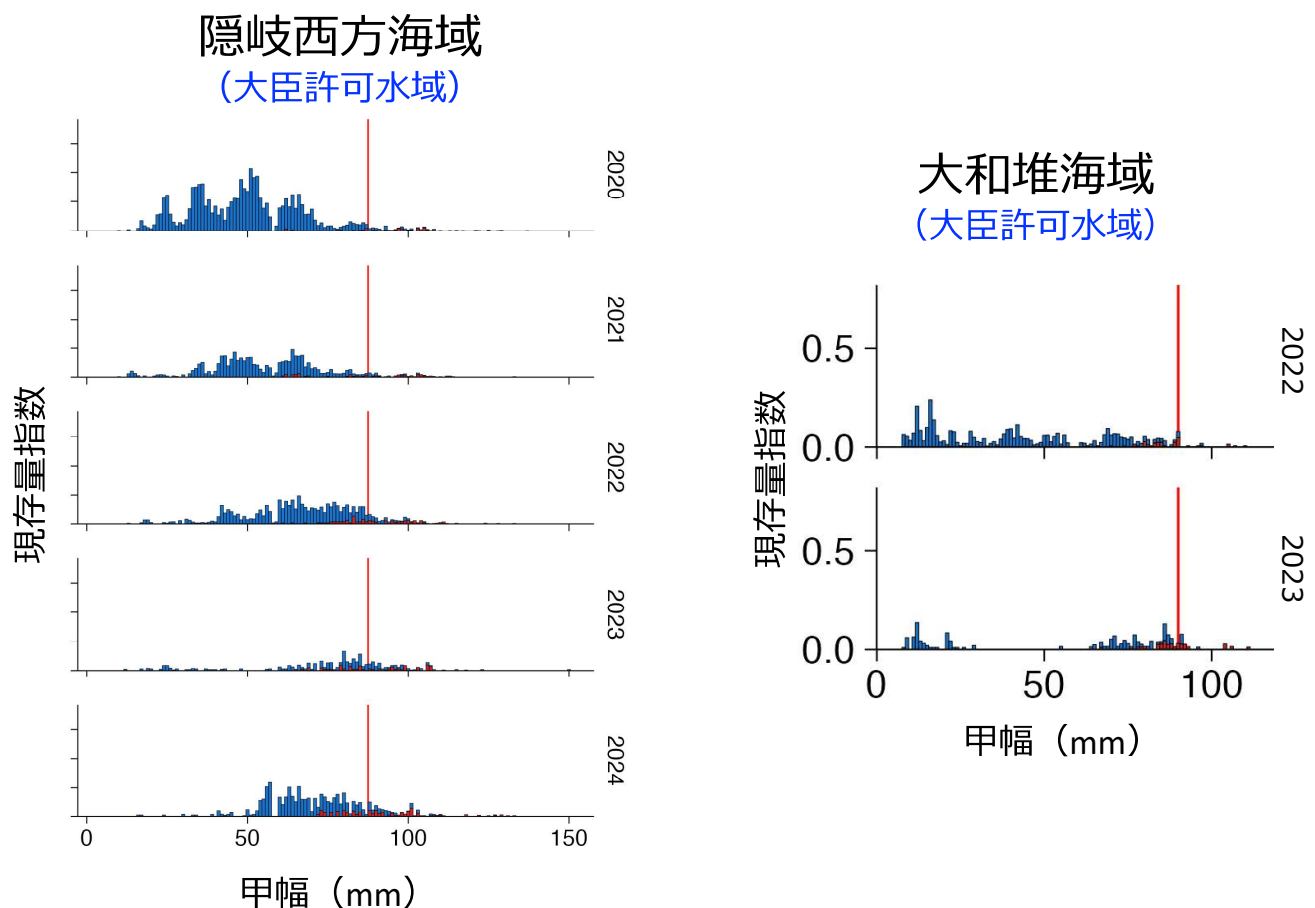
図9 漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、5,855トン）に2023年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.07）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は6,254トン（赤丸）となる。

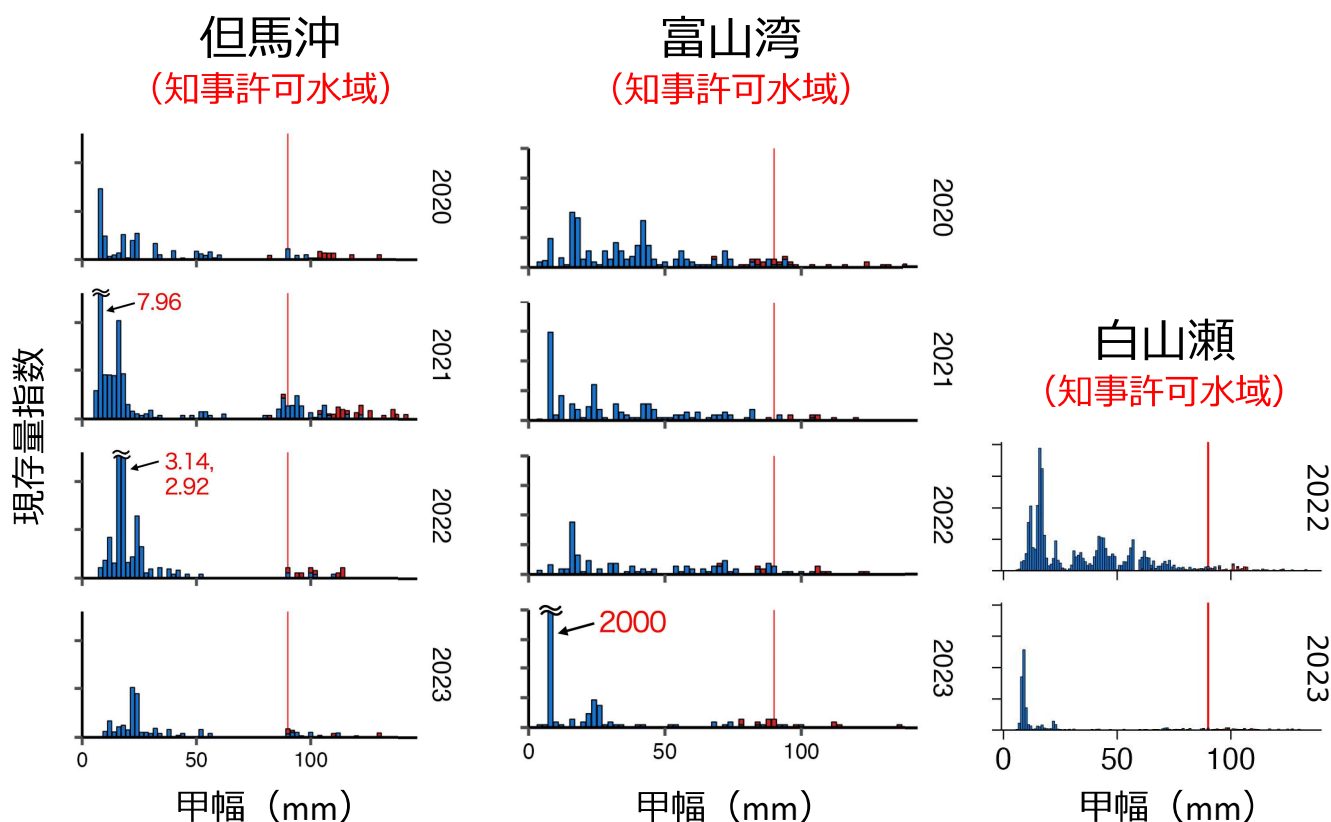
	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	460,420
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.887	401,629
現状の値（2023年）	93.2%	1.07	515,628
資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。 2023年の資源水準は93.2%であることから、2025年の算定漁獲量は6,254トンと算出される。			

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

【参考】 調査による各海域の甲幅組成

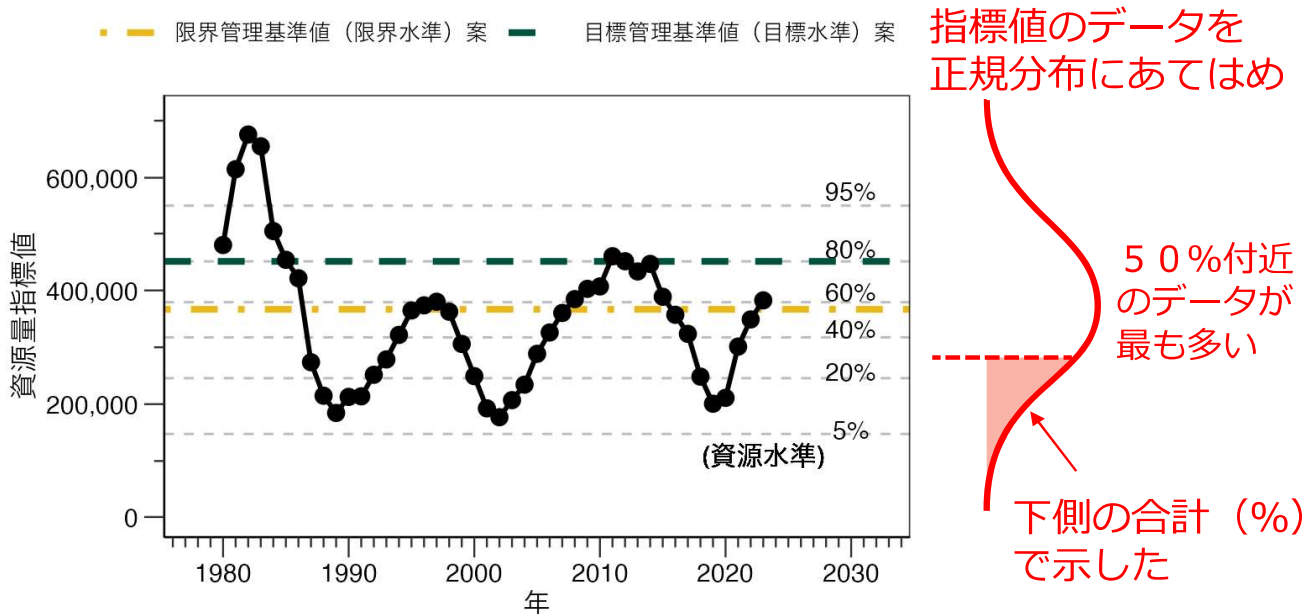


【参考】 調査による各海域の甲幅組成



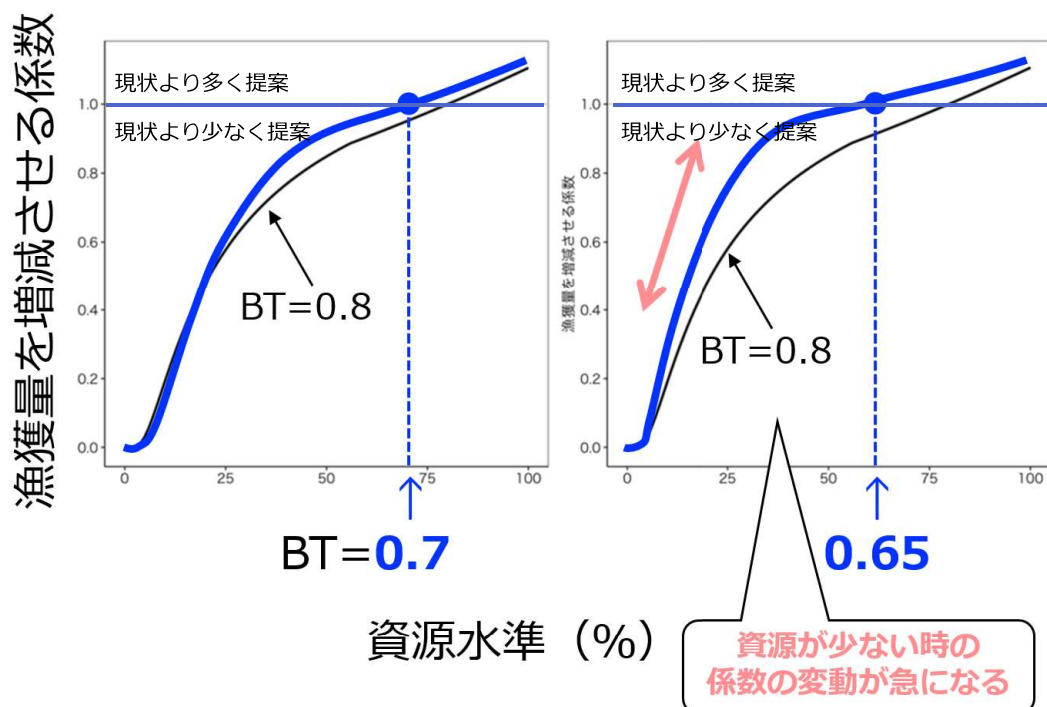
【参考】資源水準（%水準）の決め方

資源量指標値に正規分布を当てはめる
平均的な値 = 50%となる



【参考】目標水準（BT）を変えた場合の変化

漁獲量を現状よりも多く提案できる目標水準（BT）の位置を変更すると、漁獲管理規則の形状が変わる
（今回提案している目標水準はBT=0.8）



ベニズワイガニに日本海系群(知事許可水域)の 資源管理について

令和7年5月27日(火)

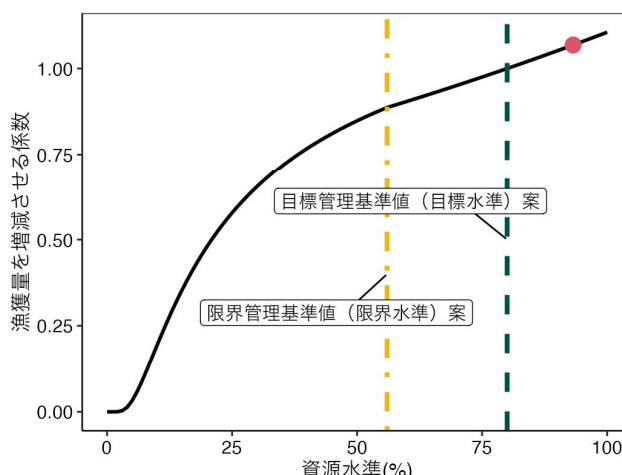
令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
～ベニズワイガニ日本海系群(知事許可水域)～

水産庁

1. 資源管理目標(案)について

資源評価に基づき研究機関から提案された資源管理目標の案を採用する。

資源管理の目標等	資源量指標値	資源量水準	漁獲量を増減させる係数
目標管理基準値(案) (回復・維持する目標となる資源水準の値)	460,420	80.0%	1.000
限界管理基準値(案) (下回ってはいけない資源水準の値)	401,629	56.0%	0.887
現状の値(2023年)	515,628	93.2%	1.07

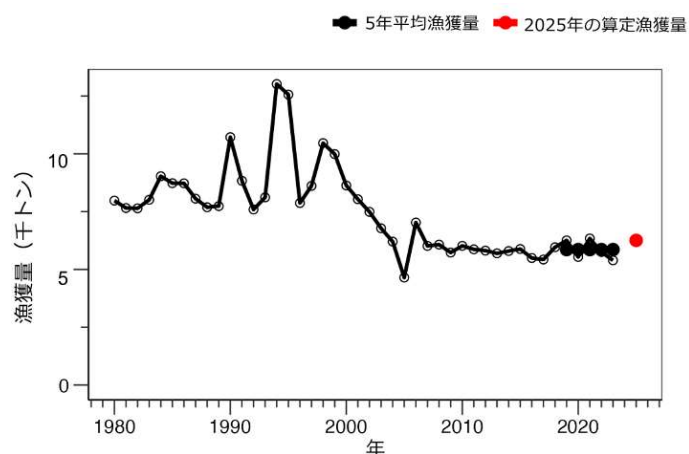


● 2023年の資源水準

2. 漁獲シナリオ(案)について

- 資源評価に基づき研究機関から提案された漁獲シナリオの案を採用する。
- その場合、**2025年漁期の生物学的許容漁獲量(ABC)**は、直近5年間(2019～2023年漁期)の平均漁獲量(5,855トン)に、直近(2023年漁期)の資源量水準から求めた「漁獲量を増減させる係数(1.07)」を乗じて算出した**6,254トン**となる。
- TACは、6,254トンの範囲内で設定する。

【漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量】



ABCの算定(2025)	
直近5年間の平均漁獲量 (2019～2023)	5,855トン
資源量水準から求められた係数 (2023)	1.07
ABC	6,254トン

2

3. 管理の対象範囲(案)について

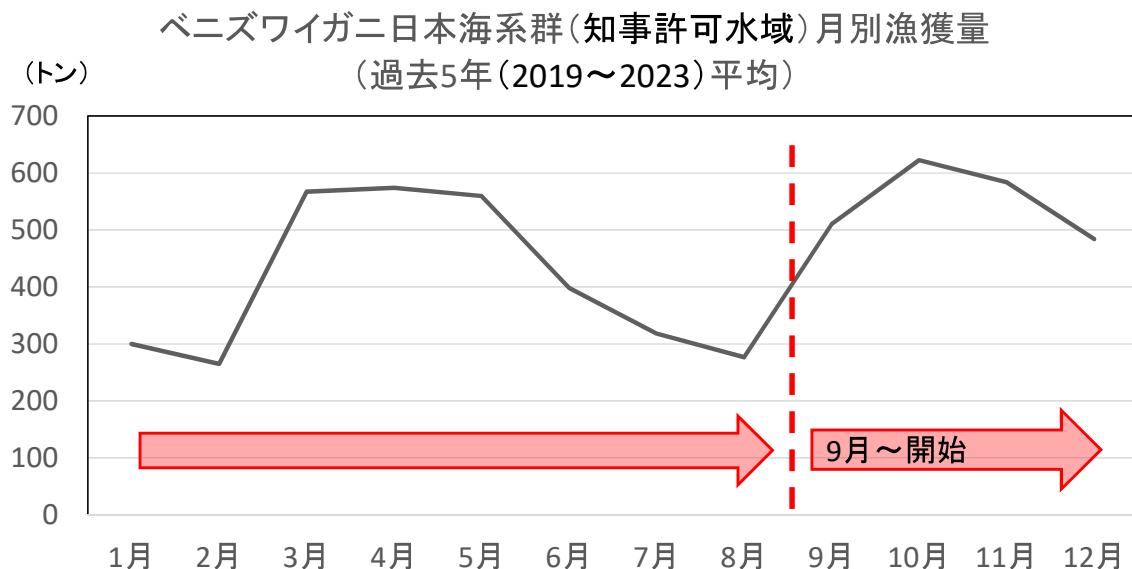
- 資源評価の対象水域(べにずわいがに知事許可漁業が対象とする全ての水域)に含まれる府県を対象とする。
- 具体的には、以下のとおり。
青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県



3

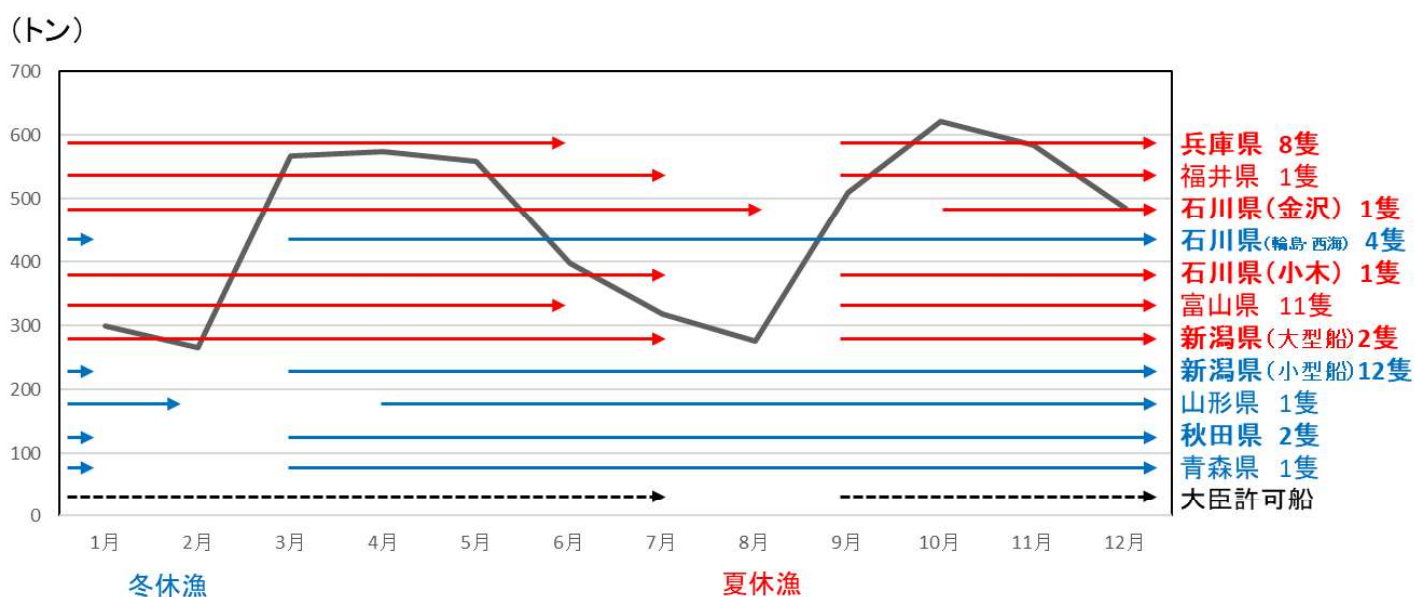
4. 管理期間(案)について

4月前後と11月前後の漁獲量が多いが、ベニズワイガニ日本海系群(大臣許可水域)の管理期間との横並びを踏まえ、**9月～翌年8月**とする。



4

(参考:各県の操業期間及び隻数)

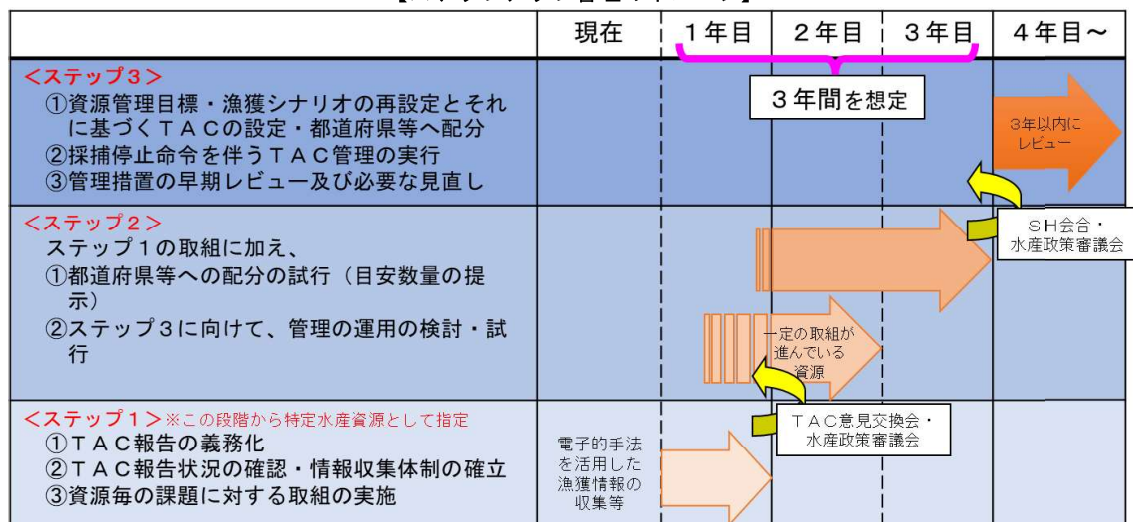


5 13

5. その他(ステップアップ管理について)

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- ベニズワイガニに日本海系群(知事許可水域)については、ステップ1を令和7管理年度から開始。
- ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3の開始を目指す。

【ステップアップ管理のイメージ】



6

6. その他(資源評価の高度化について)

2系ルールの改善及び1系ルールの移行に向けて、必要なデータ・情報について整理するとともに、漁業者が収集するデータの活用を含め、引き続き検討を進める。

(1) 2系ルールの改善

- ベニズワイガニの資源状況・生態的特性を反映した2系ルールの改善の検討

(2) 1系ルールへの移行(MSYの推定)

- 資源量指標値を用いた資源量推定(漁具能率の把握)
- 調査拡充による不足データ(例:サイズ組成)の収集等
- 以上をもとにした、MSYの推定や適切な目標管理基準値の設定

7

7. 今後のスケジュールについて

時 期	事 項	具体的な内容等
令和7(2025)年5月	- 資源管理基本方針の変更案のパブリックコメント - 令和7(2025)管理年度TAC設定に関する意見交換会(5月27日)	- べにずわい日本海系群(知事許可水域)の資源管理方針の案について、パブリックコメントを実施(期間:5月4日~6月2日)。 - 最新の資源評価結果を説明したのち、令和7(2025)管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換(ステップ1のため、具体的な配分量は設定しない)。
令和7(2025)年6月	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申(6月9日)	資源管理基本方針の変更案及びTAC並びに配分の案について諮問・答申。
令和7(2025)年9月	TAC管理開始	管理期間:9月1日~翌年8月末日

ベニズワイガニに日本海系群(大臣許可水域)の 資源管理について

令和7年5月27日(火)

令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
～ベニズワイガニ日本海系群(大臣許可水域)～

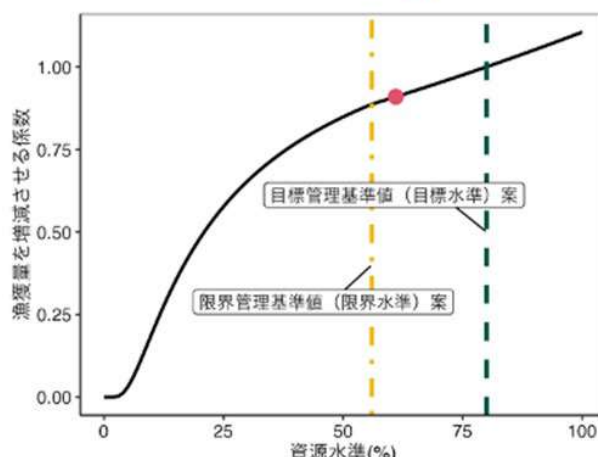
水産庁

1. 資源管理目標(案)について

資源評価に基づき研究機関から提案された資源管理目標の案を採用する。

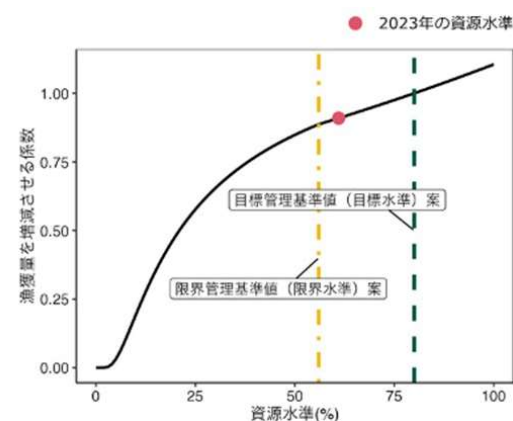
資源管理の目標等	資源量指標値	資源量水準	漁獲量を増減させる係数
目標管理基準値(案) (回復・維持する目標となる資源水準の値)	451,093	80.0%	1.000
限界管理基準値(案) (下回ってはいけない資源水準の値)	366,784	56.0%	0.887
現状の値(2023年)	382,496	61.0%	0.91

● 2023年の資源水準



2. 漁獲シナリオ(案)について

- 資源評価に基づき研究機関から提案された漁獲シナリオの案を採用する。
- その場合、**2025年漁期の生物学的許容漁獲量(ABC)**は、直近5年間(2019～2023年漁期)の我が国漁船(大臣許可水域分)及び韓国漁船の平均漁獲量(26,646トン)に、直近(2023年漁期)の資源量水準から求めた「漁獲量を増減させる係数(0.91)」を乗じて算出した**24,233トン**となる。
- TACは、ABCのうち日本分(33%、7,997トン)の範囲内で設定する。



直近5年間の日韓の平均漁獲量(2019～2023)	26,646トン
資源量水準から求められた係数(2023)	0.91
ABC	24,233トン
うち日本分(33%※)	7,997トン

(※) 韓国漁船の漁獲データが利用可能で、かつ、日韓漁業協定が発効する以前(1993年～1999年)の、日本漁船(大臣許可水域分)の漁獲割合の最大値

2

2. 漁獲シナリオ(案)について<補足>

- 本資源のABCは、直近5年間の「漁獲実績」の平均値を漁獲シナリオに基づき調整した値として算出される。
- 本資源は、韓国漁船も漁獲しており、日韓暫定水域では漁場が重複している実態を踏まえ、我が国漁船(大臣許可水域分)及び韓国漁船の漁獲実績の合計を「漁獲実績」として取り扱い、ABCを算出する。
- 併せて、以下の対策を実施する。
 - ① 日韓が共通して利用する本資源について、まずは資源評価に必要なデータの共有等がなされるよう韓国側へ必要な働きかけを行う。
 - ② 毎年の資源評価結果を注視し、資源状態の悪化が見られる場合などは、ステークホルダー会合を開催し、漁獲シナリオや管理措置の見直しを検討する。

3. 管理の対象範囲(案)について

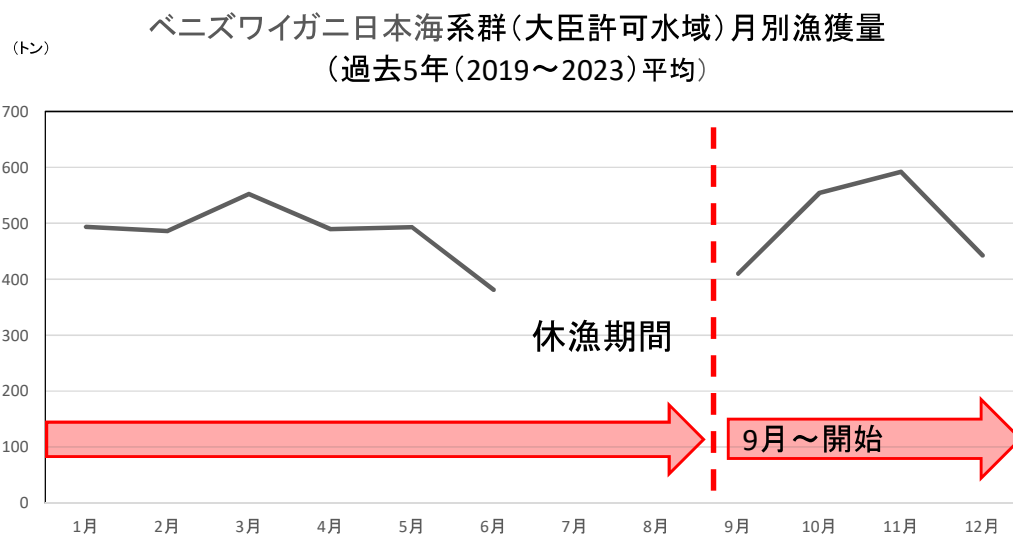
大臣許可漁業(日本海べにずわいがに漁業)に係る管理対象の水域と同じ水域とする。



4

4. 管理期間(案)について

7～8月が休漁期間であることから、漁期開始と合わせ**9月～翌年8月**とする。



5. 管理の手法(案)について

- 日本海べにずわいがに漁業については、これまでも漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量設定による数量管理を実施してきた。**TAC管理開始に伴い、漁業法に基づく漁獲割当てによる管理(IQ管理)へ移行する。**

(1) 漁獲割当割合

- 有効期間 1管理年度
- 設定基準

① 申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合

申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定

② 申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合

次のア又はイのいずれか低い方の割当を漁獲割当割合として設定

ア **均等割40%、実績割60%**(過去3年の漁獲実績を勘案)で配分した割合を合計した割合(小数点第8位以下を切り捨て)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

(2) 報告期限 陸揚げ後3日以内 等

6

6. その他(資源評価の高度化について)

2系ルールの改善及び1系ルールの移行に向けて、必要なデータ・情報について整理するとともに、漁業者が収集するデータの活用を含め、引き続き検討を進める。

(1) 2系ルールの改善

- ・ ベニズワイガニの資源状況・生態的特性を反映した2系ルールの改善の検討

(2) 1系ルールへの移行(MSYの推定)

- ・ 資源量指標値を用いた資源量推定(漁具能率の把握)
- ・ 調査拡充による不足データ(例:サイズ組成)の収集等
- ・ 以上をもとにした、MSYの推定や適切な目標管理基準値の設定

7

7. 今後のスケジュールについて

時 期	事 項	具体的な内容等
令和7(2025)年5月	- 資源管理基本方針の変更案のパブリックコメント - 令和7(2025)管理年度TAC設定に関する意見交換会(5月27日)	- べにずわい日本海系群(大臣許可水域)の資源管理方針の案について、パブリックコメントを実施(期間:5月4日~6月2日)。 - 最新の資源評価結果を説明したのち、令和7(2025)管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。
令和7(2025)年6月	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申(6月9日)	資源管理基本方針の変更案及びTAC並びに配分の案について諮問・答申。
令和7(2025)年9月	TAC管理開始	管理期間:9月1日~翌年8月末日 (漁獲割当割合の申請期限:7月15日)

「ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」及び「ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」の別紙 2 への追加について

「ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」及び「ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」について、各資源に関する資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）で検討を行い、以下の内容が取りまとめられた。

① ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

- ・ 令和 7 年 9 月からの T A C 管理（ステップ 1）の開始に向けて準備を進める。
- ・ 管理年度は、9 月 1 日から翌年 8 月末日とする。
- ・ 資源管理の目標は、目標管理基準値を過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80%に相当する資源水準の値、限界管理基準値を過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56%に相当する資源水準の値とする。
- ・ 漁獲シナリオは、直近の資源水準の値と限界管理基準値の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
- ・ 生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を漁獲シナリオに基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

② ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

- ・ 令和 7 年 9 月からの T A C 管理の開始に向けて準備を進める。日本海ベにずわいがに漁業については、これまでも漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量設定による数量管理を実施してきたところ、T A C 管理開始に伴い、漁業法に基づく漁獲割当てによる管理を行う。
- ・ 管理年度は、9 月 1 日から翌年 8 月末日とする。
- ・ 資源管理の目標は、目標管理基準値を過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80%に相当する資源水準の値、限界管理基準値を過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56%に相当する資源水準の値とする。
- ・ 漁獲シナリオは、直近の資源水準の値と限界管理基準値の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
- ・ 生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を漁獲シナリオに基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に 0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

上記を踏まえ、令和 7 年 9 月からの T A C 管理開始に向けて、これら 2 資源を、資源管理基本方針の別紙 2 に新たに追加する。具体的な内容は別添 1 のとおり。

（以上）

【別添 1】

	別紙 2-53 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域） （ステップアップ管理対象資源）
特定水産資源	べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
管理年度	9月1日から翌年8月末日まで（ステップ1）
目標管理基準値（注）	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値
限界管理基準値（注）	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値
漁獲シナリオ	直近の資源水準の値と限界管理基準値の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
漁獲可能量の算定方法	生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を漁獲シナリオに基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
大臣管理区分 （べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業）	① 水域 日本海の海域のうち、許可省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄1及び2に掲げる区域 ② 漁業の種類 大臣許可漁業 ③ 漁獲可能期間 周年 ④ 漁獲量の管理の手法 現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理
都道府県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県
TACの都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	ステップ2の管理を開始する際に定める。
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結を促進する。
その他	ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、その上で、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3を開始することを目指す。
注：現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできないため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値及び限界管理基準値を設定する。その際、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。	

	別紙 2-54 べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
特定水産資源	べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
管理年度	9月1日から翌年8月末日まで
目標管理基準値（注）	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値
限界管理基準値（注）	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値
漁獲シナリオ	直近の資源水準の値と限界管理基準値の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の値の差に基づき、漁獲量を調整する。
漁獲可能量の算定方法	生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を漁獲シナリオに基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

大臣管理区分 1 （べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業）	（１）当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 日本海べにずわいがに漁業（許可省令第 2 条第 16 号に掲げる漁業をいう。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第 5 の 9 の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域）を除く。） ② 漁業の種類 日本海べにずわいがに漁業 ③ 漁獲可能期間 周年 （２）漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ① 漁獲割当割合の申請期限 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の 7 月 15 日 ② 漁獲割当割合を設定する日 漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の 8 月 15 日まで ③ 漁獲割当割合の有効期間 一管理年度の期間 ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 申請した漁獲割当割合の合計が 100 パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ 申請した漁獲割当割合の合計が 100 パーセントを超える場合には、次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。 （ア） 次の（a）及び（b）を合計した割合（小数点第 8 位以下を切り捨て） （a） 40 パーセントを申請のあった船舶の数（0 パーセントで申請した船舶は除く。）で割った割合 （b） 60 パーセントを各船舶（0 パーセントで申請した船舶は除く。）の漁獲実績（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度の 8 月末日までの 3 年間のベニズワイガニの漁獲実績）に応じて按分した割合 （イ） 申請した漁獲割当割合 ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者 ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の 8 月 15 日まで ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。） ⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 17 条第 1 項の資源管理基本方針に定める係数は 1 とする。 ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 本則第 12 のとおりとする。
大臣管理区分 2 （べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業）	（１）当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 日本海べにずわいがに漁業（許可省令第 2 条第 16 号に掲げる漁業をいう。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第 5 の 9 の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域）を除く。） ② 漁業の種類 大臣許可漁業のうち日本海べにずわいがに漁業を除いたもの ③ 漁獲可能期間 周年 （２）漁獲量の管理の手法等 ① 漁獲量の管理の手法 現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理 ② 漁獲量等の報告に係る期限 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

都道府県	—
T A Cの都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	全量をべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。
T A Cによる管理以外の手法	—
注：現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできないため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値及び限界管理基準値を設定する。その際、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。	

令和 7 管理年度（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月）
 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 6 月
 水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 7 年 3 月に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ定めた漁獲シナリオ及び最新の資源評価結果に基づく資源水準から求めた値を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 直近の資源水準と限界管理基準値の大小を比較した結果及び直近の資源水準と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝1.07）。
 - ② ABC は、直近 5 年の漁獲実績の平均値を①の規定に基づき調整した値とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月（ステップ 1））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	6,254 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値とする。
- （2）限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値とする。

（参考 2）べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5 (2023 年)	R4 (2022 年)	R3 (2021 年)	R2 (2020 年)	R1 (2019 年)
べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)	5,390	5,752	6,339	5,539	6,256

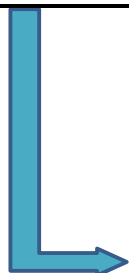
2 配分（案）

ステップ1のため、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、T A Cの内数として設定することとする（ただし、都道府県における管理を行う際の参考となる数量は提示する）。

(別紙)

令和7管理年度べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）漁獲可能量（TAC）の
設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
べにずわいがに日本海系群 （知事許可水域）	6,254



知事管理分	
都道府県名	数量（トン）
青森県、秋田県、山形県、新潟県、 富山県、石川県、福井県、京都府、 兵庫県	6,254トンの内数

令和 7 管理年度（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月）
 べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 6 月
 水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 7 年 3 月に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ定めた漁獲シナリオ及び最新の資源評価結果に基づく資源水準から求めた値のうち我が国漁船分を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 直近の資源水準と限界管理基準値の大小を比較した結果及び直近の資源水準と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝0.91）。
- ② ABC は、直近 5 年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を①の規定に基づき調整した値とし、TAC は当該値に 0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）	7,997 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値とする。
- (2) 限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値とする。

（参考 2）べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5 (2023 年)	R4 (2022 年)	R3 (2021 年)	R2 (2020 年)	R1 (2019 年)
べにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)	5,939	4,460	4,840	4,513	4,728

2 配分（案）

全量をべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。

(別紙)

令和7管理年度べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）漁獲可能量（TAC）の
設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
べにずわいがに日本海系群 （大臣許可水域）	7,997



大臣管理分	
大臣管理区分	数量（トン）（注）
日本海べにずわいがに漁業	7,997

注：IQにより管理